

令和元年度

出資団体監査報告書

川西能勢口振興開発株式会社

川西市監査委員

令和2年3月18日

川西市長
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 北野 紀子

出資団体監査報告書の提出について
(川西能勢口振興開発株式会社)

地方自治法第199条第7項の規定により実施した出資団体監査の結果は、別紙のとおりです。同法同条第9項の規定に基づき提出します。

出資団体監査報告書 (川西能勢口振興開発株式会社)

1 監査の種別

出資団体監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2 監査の対象

(1) 対象団体、市所管部局

- ・対象団体 川西能勢口振興開発株式会社（以下「会社」という。）
- ・市所管部局 市民環境部産業振興課

(2) 対象事務

- ・会社における平成 30 年度の出納その他の事務の執行

3 監査の期間

令和元年 10 月 25 日から 2 年 2 月 13 日まで

4 監査の方法

会社に対し、平成 30 年度における財務全般に関する書類の提出を求め、次の事項を主眼点として関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係者から事情聴取する方法により実施した。

（出資団体側）

- ・設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納に係る処理が、会計基準等の諸規程に基づき適正に処理されているか。
- ・経営成績及び財政状態は良好か。

（所管部局側）

- ・出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりであるが、出納その他の事務の執行について、別項の指摘事項等に記載したとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項等についてはそれぞれ監査時点のものである。

（注）本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- (1) 文中の金額 原則、万円単位で表示し、表示単位未満の端数は切捨。
- (2) 文中・表中の比率 表示単位未満の端数は四捨五入。

川西能勢口振興開発株式会社

1 会社の概要

(1) 名称、所在地、設立

- ① 名称：川西能勢口振興開発株式会社
- ② 所在地：川西市小戸1丁目5番2号（事務所 K S Kビル5階）
- ③ 設立：昭和62年3月28日

(2) 設立目的等

昭和50年代後半から60年代前半にかけては、川西能勢口駅周辺における再開発事業の進展に伴って川西能勢口駅が西へ約170m移転するなど、従来の駅前としての機能・役割が大きく変貌していく状況にあった。このような状況のもと、駅舎周辺地区の商業振興を図ることを目的に、市のほか、同地区内の協同組合三法人（協同組合川西中央商店会・能勢口商業協同組合・川西中央商業協同組合）、阪急電鉄㈱及び能勢電鉄㈱が出資して地域商業の管理運営会社として設立された。

(3) 出資状況等

川西市は、会社の資本金1億円（2,000株）のうち、40%にあたる4,000万円（800株）を出資している。

会社の資本金及び株主の状況は、次表のとおりである。

株主名	出資金額	出資比率	株式数
川西市	40,000,000円	40%	800株
阪急電鉄株式会社	27,000,000円	27%	540株
能勢電鉄株式会社	3,000,000円	3%	60株
協同組合川西中央商店会	10,000,000円	10%	200株
能勢口商業協同組合	10,000,000円	10%	200株
川西中央商業協同組合	10,000,000円	10%	200株
合計	100,000,000円	100%	2,000株

(4) 組織

会社は、川西市小戸1丁目5番2号の自社所有の建物（K S Kビル）内に事務所を設置しており、組織機構（平成31年3月31日現在）は次のとおりである。

役員	7名	代表取締役 専務取締役 常務取締役 取締役 監査役	1名：川西市副市長 1名：能勢口商業協同組合理事長 1名：協同組合川西中央商店会会長 2名：協同組合川西中央商店会理事 能勢口商業協同組合専務理事 2名：能勢口商業協同組合理事 市OB
従業員	4名	嘱託社員 臨時職員	1名：市OB 3名：うち1名市OB

役員は7名で、代表取締役1名、出資者である組合から専務取締役及び常務取締役にそれぞれ1名就任し、取締役2名、監査役2名が就任している。

従業員は、嘱託社員1名と臨時職員3名（うち2名は川西市中心市街地活性化協議会事務局に専従させている）の合計11名で構成されている。

(5) 事業内容

平成30年度の主な事業は、次のとおりである。

- ① 不動産賃貸借事業
- ② 中心市街地活性化事業
- ③ 商店街活性化事業（元気づくり事業）
- ④ 壺熟咖喱販売事業

なお、会社の定款に定めている事業目的は、次のとおりである。

定款 第2条（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- 1 都市開発、商業振興に関する企画、調査研究の受託及びコンサルタント業
- 2 事業用ビル、共同店舗等の建設及び管理、運營業務
- 3 たばこ、催しに関する入場券、日用雑貨、衣料品、アクセサリ等の身の回り品、食料品、清涼飲料水、酒類等の販売及び喫茶店、レストラン、中華料理店、和・洋食堂等の経営
- 4 当選金付き証票（宝くじ）の受託販売業務
- 5 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介及び有効利用に関するコンサルタント業務
- 6 広告及び損害保険代理業務並びにそれらに関する業務
- 7 地域コミュニティ、商店等への情報提供業務
- 8 経営コンサルタント業務
- 9 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の主催業務
- 10 運送代理業及び駐車場の経営、あっせん業務
- 11 建物、街路、公園等の清掃管理等に関する受託業務
- 12 前号に付帯する一切の業務

2 川西市等との関係

(1) 川西市との関係について

川西市（以下「市」という。）は、資本金 1 億円のうち 4,000 万円を出資している。

設立時には、土地取得・建物建設費に対する補助として 5,000 万円を、また、建設費等の借入金利息に対する補助（共同施設設置整備利子補給金）として 10 年間（昭和 63 年度～平成 9 年度）で 3,996 万円を交付している。

30 年度においては、市からの直接的な補助や業務委託は受けていないが、川西市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の構成団体の一員として、協議会の事務を会社が行っており、市は、協議会に対し補助金 1,260 万円を支出し、会社は、協議会から事務委託料収入 707 万円を受けている。

市では、第 2 期中心市街地活性化基本計画〔計画期間：平成 27 年 4 月～32 年（令和 2 年）3 月〕を策定し、キセラ川西地区において、中央公園やせせらぎ遊歩道、キセラ川西プラザ（キセラホール、福祉施設など）、複合商業施設等の整備を進めており、また、川西能勢口駅東口のマンションギャラリー跡地を広場として整備するなど、更なる活性化を図り、まちの賑わいの創出と魅力的な生活環境の整備に取り組んでいる。

この計画を推進するうえでの、会社と協議会との関係等は、次のとおりである。

(2) 協議会について

協議会は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、市が作成する中心市街地活性化基本計画及び民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、市の発展及び秩序ある整備を図り、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的として、市商工会や地域の商店会、民間企業、行政、第三セクターなどが参画して、平成 19 年 8 月 7 日に設置されている。

(3) 協議会との関係について

会社は、協議会の構成団体の一員として参画し、平成 26 年度以降、会社と協議会との業務委託契約により、会社の臨時職員 2 名を協議会事務局に専従させている。

会社の事業の一つである中心市街地活性化事業は、市が策定した、第 2 期中心市街地活性化基本計画に基づき、キセラ川西地区の複合商業施設の整備等に伴う活性化や、川西能勢口駅東口の藤ノ木さんかく広場の活用など、中心市街地の更なる活性化を図ることとなっている。同事業を効果的に行うためには、主となって商業活性化の企画立案、イベントの実施など、市商工会、地元商店組合等との連携を強化し、事業実施のリーダーシップとコーディネート役割を担う人材（タウンマネージャー）が必要である。

会社は、国の専門人材活用支援事業の補助金（平成 30 年度：315 万円）を活用して、中心市街地活性化事業を主となって行う民間事業者と業務委託契約を締結し、同事業者からタウンマネージャーを協議会に配置している。

3 平成 30 年度の事業概要

平成 30 年度の主な事業概要は、次のとおりである。

(1) 不動産賃貸借事業

自社ビル（5 階建・5 階自社事務所）の 1 階～4 階〔各階床面積約 91 m²（共用部分等を含む）〕において、店舗・事務所等への賃貸借業務を行っている。30 年度は空室が無い状況で推移し、当該事業における年間収入額は、約 1,010 万円（家賃収入 937 万円・広告収入 73 万円）となっている。

(2) 中心市街地活性化事業

第三セクターである会社は、様々な事業主体が参画している協議会の構成団体の一員として、26 年度以降、会社が国から専門人材活用支援事業の補助を受け、民間事業者と委託契約を結び、タウンマネージャーとして協議会に配置し、協議会とともに、市商工会、地元商店組合、地域住民、市行政等の連携・協力関係の強化や商業の活性化などにつながる事業の支援を行っている。

30 年度においては、協議会を構成する団体とともに 5 月に「きんたくんバル」を、11 月に「川西バル」を、また、2 月から 3 月にかけて、「まちなか美術館」を駅周辺の施設において実施した。

(3) 商店街活性化事業（元気づくり事業）

地元 2 商店団体が川西市と兵庫県から商店街活性化事業（元気づくり事業）等の助成を受け、8 月と 12 月に藤ノ木さんかく広場をメイン会場として、「かわにし能勢口まつり」を実施しているところで、地元 2 商店団体と連携し、本市の玄関口の活性化に取り組んだ。

(4) 老熟咖喱販売事業

老熟咖喱は、市の特産品を使い、食で地域活性化を行うことを目的に、市と大阪青山大学が提携し開発したもので、平成 24 年 11 月に市商工会が販売元の募集を行い、25 年 2 月に会社が申し込みをし、販売元となっている。

売上額については、平成 30 年度は、29 年度と比べて約 25%の減、25 年度のピーク時に比べて約 50%減少している状況となっている。

老熟咖喱 売上高の推移

(単位:円、%)

科目	24年度※	25年度※	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30-29 増減額	30-29 増減率	30-25 増減額	30-25 増減率
売上高	30,000	1,548,865	653,240	1,421,416	1,017,860	1,023,960	775,490	△ 248,470	△ 24.3	△ 773,375	△ 49.9
老熟卸売上	30,000	1,548,865	653,240	1,410,916	890,674	1,004,960	703,490	△ 301,470	△ 30.0	-	-
老熟小売			0	10,500	127,186	19,000	72,000	53,000	278.9	-	-

※ 平成24年度及び25年度の科目は商品売上である。

4 経営状況及び財政状態

会社の財務諸表は、「中小企業の会計に関する指針」に基づいて作成されている。

(1) 経営状況（損益計算書）

過去3カ年における経営成績の比較は、次表のとおりである。なお、消費税等の会計処理は税込方式で処理されている。

損益計算書・年度比較表

(単位:円、%)

科目	28年度	29年度 (B)	30年度 (A)	増減額 (C=A-B)	増減率 (C/B)
売上高	19,124,546	22,635,762	21,098,279	△ 1,537,483	△ 6.8
家賃収入	8,678,256	9,382,480	9,372,480	△ 10,000	△ 0.1
広告収入	717,873	728,300	725,750	△ 2,550	△ 0.4
壺熟卸売上	890,674	1,004,960	703,490	△ 301,470	△ 30.0
壺熟小売	127,186	19,000	72,000	53,000	278.9
事務委託料収入	5,580,557	9,101,022	7,073,165	△ 2,027,857	△ 22.3
県・市助成金	2,400,000	2,400,000	3,151,394	751,394	31.3
調査委託料収入	730,000	0	0	0	—
売上原価	649,502	663,594	694,077	30,483	4.6
売上総利益	18,475,044	21,972,168	20,404,202	△ 1,567,966	△ 7.1
販売費及び一般管理費	16,110,441	18,403,434	17,335,132	△ 1,068,302	△ 5.8
営業利益	2,364,603	3,568,734	3,069,070	△ 499,664	△ 14.0
営業外収益	71,775	76,709	76,307	△ 402	△ 0.5
営業外費用	230,150	83,314	47,499	△ 35,815	△ 43.0
経常利益	2,206,228	3,562,129	3,097,878	△ 464,251	△ 13.0
特別利益	0	0	0	0	—
特別損失	923,805	0	0	0	—
税引前当期純利益	1,282,423	3,562,129	3,097,878	△ 464,251	△ 13.0
法人税等	211,000	211,000	211,000	0	0.0
当期純利益	1,071,423	3,351,129	2,886,878	△ 464,251	△ 13.9

平成30年度の経営成績は、次のとおりである。

① 売上高及び売上原価

売上高は2,109万円で、前期に比べ153万円(6.8%)減少している。これは主に、県・市助成金で75万円(31.3%)増加したものの、事務委託料収入で202万円(22.3%)減少したためである。

売上高の主なものは、K S Kビル賃貸借契約に基づく家賃収入937万円であり、売上高の約45%を占めている。その他に、事務委託料収入707万円(協議会からの事務委託料収入)、県・市助成金315万円(近畿経済産業局からの地域・まちなか商

業活性化支援事業費補助金)がある。

売上原価は69万円で、前期に比べ3万円(4.6%)増加している。

この結果、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2,040万円で、前期に比べ156万円(7.1%)減少している。

② 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は1,733万円で、前期に比べ106万円(5.8%)減少している。これは主に、委託費で123万円(19.6%)減少したためである。販売費及び一般管理費の主なものは、嘱託社員等への給料手当602万円、タウンマネージャーへの委託費507万円及びK S Kビル内のエレベーター等の保守管理費103万円である。

③ 営業利益及び経常利益

売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は306万円で、前期に比べ49万円(14.0%)減少している。

営業外収益は7万円で、前期とほぼ同額である。営業外収益の内訳の主なものは、雑収入7万円(PHS基地局使用料7万円等)である。

営業外費用は4万円で、前期に比べ3万円(43.0%)減少している。内訳は、全額、支払利息である。

営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益は309万円で、前期に比べ46万円(13.0%)減少している。

④ 当期純利益等

経常利益に特別損益(30年度は計上なし)を加味した税引前当期純利益は309万円で、前期に比べ46万円(13.0%)減少している。この税引前当期純利益から法人市県民税を差し引いた当期純利益は288万円で、前期に比べ46万円(13.9%)減少している。

(2) 財政状態（貸借対照表）

過去3カ年（各年度末）における財政状態の比較は、次表のとおりである。

貸借対照表・年度比較表

(単位:円、%)

科目	28年度	29年度 (B)	30年度 (A)	増減額 (C=A-B)	増減率 (C/B)
流動資産	7,118,871	8,955,104	9,471,027	515,923	5.8
現金・預金	3,668,476	6,283,372	5,831,807	△ 451,565	△ 7.2
売掛金	51,005	65,229	74,796	9,567	14.7
商品	210,015	203,970	160,095	△ 43,875	△ 21.5
貯蔵品	975	2,533	2,535	2	0.1
未収入金	3,188,400	2,400,000	3,401,794	1,001,794	41.7
固定資産	80,075,023	79,740,528	79,426,529	△ 313,999	△ 0.4
有形固定資産	79,777,055	79,442,560	79,128,561	△ 313,999	△ 0.4
建物	6,550,617	6,230,337	5,916,344	△ 313,993	△ 5.0
建物付属設備	14,230	15	9	△ 6	△ 40.0
什器備品	5	5	5	0	0.0
土地	73,212,203	73,212,203	73,212,203	0	0.0
無形固定資産	147,968	147,968	147,968	0	0.0
電話加入権	147,968	147,968	147,968	0	0.0
投資その他の資産	150,000	150,000	150,000	0	0.0
出資金	100,000	100,000	100,000	0	0.0
差入保証金	50,000	50,000	50,000	0	0.0
資産合計	87,193,894	88,695,632	88,897,556	201,924	0.2
流動負債	4,592,229	4,568,838	3,235,884	△ 1,332,954	△ 29.2
買掛金	233,766	230,094	0	△ 230,094	皆減
未払金	3,306,000	2,831,541	2,010,000	△ 821,541	△ 29.0
未払法人税等	211,000	211,000	211,000	0	0.0
未払消費税等	75,400	729,300	303,300	△ 426,000	△ 58.4
前受金	692,240	492,840	612,840	120,000	24.3
従業員預かり金	28,273	28,360	55,277	26,917	94.9
源泉分預かり金	45,550	45,703	43,467	△ 2,236	△ 4.9
固定負債	12,893,776	11,067,776	9,715,776	△ 1,352,000	△ 12.2
預かり保証金	9,715,776	9,715,776	9,715,776	0	0.0
長期借入金	3,178,000	1,352,000	0	△ 1,352,000	皆減
負債合計	17,486,005	15,636,614	12,951,660	△ 2,684,954	△ 17.2
株主資本	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0.0
資本金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0.0
利益剰余金	△ 30,292,111	△ 26,940,982	△ 24,054,104	2,886,878	—
その他利益剰余金	△ 30,292,111	△ 26,940,982	△ 24,054,104	2,886,878	—
繰越利益剰余金	△ 30,292,111	△ 26,940,982	△ 24,054,104	2,886,878	—
純資産合計	69,707,889	73,059,018	75,945,896	2,886,878	4.0
負債・純資産合計	87,193,894	88,695,632	88,897,556	201,924	0.2

平成 30 年度末の財政状態は、次のとおりである。

① 資産

当年度末の資産合計は 8,889 万円で、前期に比べ 20 万円 (0.2%) 増加している。

ア 流動資産

流動資産は 947 万円で、前期に比べ 51 万円 (5.8%) 増加している。これは主に、現金・預金で 45 万円 (7.2%) 減少したものの、未収入金で 100 万円 (41.7%) 増加したことによるものである。

イ 固定資産

固定資産は 7,942 万円で、前期に比べ 31 万円 (0.4%) 減少している。これは主に、建物で 31 万円 (5.0%) 減少したことによるものである。

② 負債

当年度末の負債合計は 1,295 万円で、前期に比べ 268 万円 (17.2%) 減少している。

ア 流動負債

流動負債は 323 万円で、前期に比べ 133 万円 (29.2%) 減少している。これは主に、未払金で 82 万円 (29.0%)、未払消費税等で 42 万円 (58.4%) それぞれ減少したことによるものである。

イ 固定負債

固定負債は 971 万円で、前期に比べ 135 万円 (12.2%) 減少している。これは、長期借入金皆減したことによるものである。

③ 純資産

当年度末の純資産合計は 7,594 万円で、前期に比べ 288 万円 (4.0%) 増加している。これは、当期純利益 288 万円が繰越利益剰余金に繰入されたためである。

ア 資本金は 1 億円で、前期と同額である。

イ 利益剰余金 (その他利益剰余金) は△2,405 万円で、前期に比べ赤字額が 288 万円減少している。これは、当期純利益 288 万円が繰越利益剰余金に繰入されたためである。累積赤字の主な要因は、17 年度に地元 2 組合に貸し付けた 2,000 万円を債権放棄し、特別損失に計上したことが影響している。

5 指摘事項

(1) 出資金の取扱いについて（平成 20 年度指摘事項）

会社設立時の出資者は、市、阪急電鉄(株)、能勢電鉄(株)及び地元三組合（協同組合川西中央商店会、能勢口商業協同組合及び川西中央商業協同組合）の計 6 団体である。このうち、川西中央商業協同組合については、駅東地区再開発事業の完成等により組合員が減少するなど、組合活動が維持できなくなったとして、組合を解散し、出資金（株券）については会社へ無償譲渡することが平成 16 年 12 月の組合全体会議で決議された。この組合決議を受けて、会社が同組合の株券を保管しているものの、名義変更等の変更手続きが行われていなかったため、前回（20 年度）監査時に、「当該出資金（株券）の取扱いについて、会社法や税務上の問題等も含めて、早急にその対応を検討し適正な事後処理を行われたい。」と指摘していた。しかしながら、今回監査時においても状況は変わっておらず、会社に当該出資金（株券）が保管されたままであったので、専門家に意見を求めるなどにより、適正に処理されたい。

(2) 固定負債（預かり保証金）について

会社は自社ビルを保有し、不動産賃貸借事業を行っており、入居者に対し、不動産賃貸借契約に定める入居保証金を求めている。

入居保証金について、金額を定める基準がなく、入居者によって金額の差異が見受けられた。金額の客観性を確保するためにも、保証金額は賃料の数か月分とするなど明確な基準を設定されたい。

また、退去時には入居保証金の全部又は一部が返還される契約となっており、各入居者に対する返還金の見込額を固定負債の預かり保証金に計上している。30 年度末の預かり保証金（返還金）残高 971 万円に対し、現金・預金残高は 583 万円であり、入居者が退去する際に資金ショートを起こす恐れがあるため、返還に十分な現金・預金が確保できるよう資金計画を立てられたい。

(3) 就業、給与等に関することについて

① 嘱託社員の報酬月額積算根拠について

会社の嘱託社員の給料月額を代表取締役決裁により定めているが、金額の明確な基準が存在していなかった。平成 16 年に採用された市OB職員が直近に勤務していた団体の給料月額を用い、それ以降、同額で推移していたということであるが、給料月額の妥当性について検討されたい。

② 割増賃金支給の考え方について

臨時職員 3 名について、1 日の勤務時間が 8 時間を超える日及び休日勤務日が数日見受けられた。労働基準法に基づき、法定労働時間を超えた場合及び会社の法定休日に出勤した場合は、割増賃金の支給が必要であるため、労働基準監督署に相談し、適切に対応されたい。

③ 年次有給休暇の付与について

臨時職員 3 名について、年次有給休暇が付与されていない事例が見受けられたため、②と同様、労働基準監督署に相談し、適切に対応されたい。

(4) 壺熟咖喱販売事業について

① 平成 30 年度の壺熟咖喱の売上額は、前述のとおり、29 年度と比べて約 25%、ピーク時（25 年度）に比べて約 50%減少している。

その主な要因は、上位購入者 2 者への売上が、25 年度のピークに比べて約 50%減少しているためである。また、30 年度の営業収益（2,109 万円）に対する、卸売上・小売の合計額（77 万円）が 3.7%に留まっていることを見ても、川西特産のいちじくの活用促進が図られているとまではいえない状況である。

当事業の粗利益をみると、約 8 万円（販売費及び一般管理費含まず）であり、売上也減少傾向であるため、仕入値や販売コスト、損益分岐点分析を踏まえた上で、会社の利益確保の基盤となる事業となるのか検証を行う必要がある。

② 卸売上と小売の区分について

卸売上については、販売店等との個別の契約に基づき単価が設定されており、小売は、一般購入者への販売で、500 円としている。

しかし、一部において、卸売上と小売の違いが明確でない事例が見受けられたため、区分の整理を行う必要がある。

(5) K S K ビルの修繕計画等について

自社ビルである K S K ビルは、築 30 年以上経過し、老朽化に伴い、雨水侵入防止対策やエレベーター改修などの大規模な修繕を行う必要があるが、中・長期的な修繕計画は作成されていなかった。

不動産の所有者として安全性の確保は非常に重要な課題であるため、修繕計画を作成し、納税も考慮した資金計画を策定して、計画的な修繕の実施に努められたい。

また、中小企業の会計に関する指針において、次の引当金の設定要件を定めており、「①将来の特定の費用又は損失であること。②発生が当期以前の事象に起因していること。③発生の可能性が高いこと。④金額を合理的に見積ることができること。」をいずれも満たす場合、将来の支出に備えた修繕引当金の計上を検討されたい。

(6) 会計事務の適正化について（平成 20 年度指摘事項）

前回（平成 20 年度）監査時の指摘事項において、損益計算書の科目別計上額が誤っている事例等があったが、今回も以下のとおり、会計事務の不備や、決算報告書（決算額）が誤っている事例が見受けられた。

これは、日常の会計事務において、確認が十分に行われていないことが主な要因であると思われるが、チェック体制の強化を図ることはもとより、期中に会計事務の専門家に確認してもらうなど、会計事務の適正化について検討する必要がある。

① 売上卸売上及び売上小売（科目誤り）

売上卸売上及び売上小売について、売上小売で計上すべきものを、売上卸売上に計上していたことで、決算額の数値に誤りがあった。

誤：売上卸売上 正：売上小売
H30.7.23 ふるさと寄付金 A氏 3,000円
H30.11.30 ふるさと寄付金 B氏 6,000円

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

誤：売上卸売上	703,490円	売上小売	72,000円
正：売上卸売上	694,490円	売上小売	81,000円

② 元帳及び在庫管理票の日付の不整合

各元帳と在庫管理票を照合したところ、入出荷日と起票日（振替日）が一致していない事例が見受けられた。

- ・売上卸売上
在庫管理票の入出荷日は12.11、元帳の起票日は12.18
- ・売上小売
在庫管理票の入出荷日は7.9、元帳の起票日は7.18

③ 商品棚卸高の不整合

決算報告書の損益計算書中、期首商品棚卸高（営業費用、売上原価）が、前期（平成29年度）の期末商品棚卸高と不一致となっていた（27年度から不一致）。

④ 販売費及び一般管理費

1 給料手当、通勤費（科目誤り）

嘱託社員の平成30年4月分給与支給時の会計処理について、通勤費58,970円を含んだ額を給料手当に計上していたことで、給料手当、通勤費における決算額の数値も誤っていた。

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

給料手当	誤：6,022,145円	正：5,963,175円
通勤費	誤：259,570円	正：323,100円

2 通勤費、通信費（科目誤り）

臨時職員の9月分の通勤費4,560円を、誤って通信費に計上していたことで、両費目の決算額の数値も誤っていた。

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

通勤費	誤：259,570円	正：323,100円
通信費	誤：195,271円	正：190,711円

3 販売促進費（金額等の記帳誤り）

振替伝票（販売促進費）に 2,535 円と記帳しているが、元帳に誤って 2,533 円と記帳したことで、決算額の数値も 2 円少ない額で計上されていた。

決算報告書（損益計算書）・元帳・試算表

販売促進費 誤：3,898 円 正：3,900 円

上記事例の振替伝票の日付は平成 30 年 4 月 4 日であるが、元帳の日付は 30 年 4 月 2 日となっており、不一致となっていた。

⑤ 事務用品費（科目の妥当性）

コピー機リース料を事務用品費で執行しているが、「賃借料」が適切である。

(7) 契約に関することについて

契約に関することについて、以下の事例が見受けられたため、適正な事務手続きに留意されたい。（事例を抽出して記載している。）

① 家賃収入関係

1 家賃の支払い方法について、平成 26 年 1 月 10 日締結の賃貸借契約書第 6 条において、賃料は「毎月末日までに翌月分を、甲の指定する金融機関へ振込み支払うものとする。」と規定しているが、現金支払いとなっていた（契約書との不整合）。

2 家賃（税込 45,000 円/1 ヶ月）が、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改定時（5%→8%）において、見直しされていなかった。

3 ・不動産賃貸借契約書、変更契約書等における印紙税について、保証金の取り決めがない場合は不課税文書に該当するが、200 円分貼付けされていた。
・平成 25 年 4 月 1 日締結の不動産賃貸借契約書第 3 条において、賃借料等は「毎月末までにその当月分を甲に持参し支払うものとする」とされているが、4 月、10 月、1 月、2 月分が 1 か月程度遅れて支払われていた。
・契約書の規定では持参払いとなっているが口座振込みになっていた（契約書との不整合）。

② 清掃費関係

洗浄ワックスがけの清掃業務請負契約について、契約書第 4 条に規定している業務完了報告書類が提出されていなかった（契約書との不整合）。

また、同条中、「乙は前条の規定による業務完了報告書（以下省略）」と規定があるが、前条には報告書の規定がなかった。

6 会社に対する意見

会社は、昭和 62 年の設立以降、地域商業の活性化に向けた各関係機関との調整業務、イベントなどの商業活性化対策、小花滝山線拡幅工事に伴う地元調整業務、中心市街地商業活性化事業など、設立趣旨に沿った事業を実施している。

会社設立から 32 年が経過する中で、駅前の再開発事業については、小花滝山線拡幅工事が完成する等一定の達成が見られるものの、市が策定した第 2 期中心市街地活性化基本計画により、キセラ川西地区の複合商業施設の整備等に伴う活性化や、川西能勢口駅東口の藤ノ木さんかく広場の活用など、中心市街地の活性化に向けた新たな課題が生じている。会社は、協議会の構成団体の一員として、平成 26 年度以降、協議会との業務委託契約により、会社の臨時職員 2 名を協議会事務局に専従させるとともに、国の補助金を活用し、民間事業者であるタウンマネージャーと委託契約を締結し、市商工会、地元商店組合、地域住民、市行政等の連携・協力関係の強化や商業の活性化などにつながる事業の支援を行っている。

しかし、中心市街地活性化事業について、会社は中心市街地の主に商業活性化のための調整役として活動を続けていたものの、平成 19 年度に協議会が設置されてからは、事業の活動主体は協議会に移行し、会社は一構成団体としての位置付けであり、商店街活性化事業においても、地元 2 商店団体が主となり実施している「川西能勢口まつり」等の、事務補助等を行っている状況となっている。

(1) 財政基盤等の課題について

会社の収益構造をみると、設立当初から不動産賃貸借事業による家賃収入 937 万円（平成 30 年度営業収益の 44.4%）・広告収入 72 万円（同 3.4%）が基本的な収入である。また、協議会の事務事業を受託していることにより、30 年度は 707 万円（同 33.5%）の事務委託料収入を計上している。

今後とも継続して収益が見込まれる事業としては、不動産賃貸借事業であるが、家賃収入においては、空室がない状態で推移しており、家賃の値上げ等、契約の見直しを行うことは現実的に難しいため、多額の増収は厳しい状況である。今後のビル設備の老朽化対策による修繕費等を考慮すると、当事業における収支状況は厳しいものと予想される。

設立目的である地元商業の活性化に向けて、継続的に事業展開していくためには、不動産賃貸借事業において、現状の収入を確保するほか、各事業の見直しが必要である。

壺熟咖喱販売事業を見てみると、30 年度の粗利益は約 8 万円（販売費及び一般管理費含まず）であり、売上も減少傾向であるため、仕入値や販売コスト、損益分岐点分析を踏まえた上で、会社の利益確保の基盤となる事業となるのか検証されたい。

また、不動産賃貸借事業、中心市街地活性化事業、商店街活性化事業についても、セグメント毎に分析し、経営のどこに課題があるのかを検証する必要がある。

30 年度末において、現金・預金 583 万円を上回る預かり保証金 971 万円が計上されていることから、保証金返還の際の資金確保の必要があるとともに、ビル設備等の老朽化に伴う多額の修繕費が生じる可能性があるため、更なる財政基盤の安定化と健全経営に取り組む必要がある。

(2) 会社の在り方について

①会社の体制について

会社は、代表取締役 1 名（市副市長兼任）、役員 6 名のほか、主に会社の管理運営を行っているのは、嘱託社員（週 4 日勤務）及び臨時職員（週 3 日勤務）各 1 名であり、その他の臨時職員 2 名は、協議会事務局に専従させている。

実質的に、嘱託社員と臨時職員 2 名のみで会社の管理運営を行っているため、脆弱な体制ともいえる。事実、今回の監査において、会計事務面で複数の指摘事項があったことから、十分な体制とはいえない状況となっている。

②会社の設立目的について

会社の設立目的である地域商業の活性化を遂行するためには、市の施策と協調し、より効率的・効果的に、継続的な運営に努めていくべきである。

しかし、前述のとおり、会社の管理運営面は十分な体制となっておらず、また、中心市街地活性化事業を主として行っているのは協議会であり、商店街活性化事業においても、地元 2 商店団体が主となって行う「かわにし能勢口まつり」等の事務補助等を行っているため、会社主体で両事業を実施しているとはいえない。

会社を取巻く環境も、設立当初から変化しており、設立目的と照らしてみても、会社の役割が変わってきているといえる。

以上のことにより、設立目的の達成状況、各事業の収支状況、財政基盤の状況、設立目的に沿った事業を行っているのか、主体的・継続的に設立目的を推進できる経営体制となっているのかを十分検証したうえで、会社の在り方について検討していく必要がある。

7 市に対する意見

出資者である市としては、会社の経営状況を的確に把握し、設立目的に照らした会社の在り方を検討していく必要がある。会社の財政状況、経営資源などの内的要因を把握・分析するためには、会社評価のもととなる財務諸表が企業会計の基準に基づき適切に作成されていることが前提となる。

しかし、一部、指摘事項で記載したような改善を要する事項が見受けられ、また、前回（平成 20 年度）監査時の指摘事項が改善されていない事例も見受けられた。

市は、会社の経営状況を的確に把握するように努め、出資団体が抱えている課題について、適切な指導・監督を行われたい。